

教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに 免許状更新講習等に関する規則の改正について

教育振興部教職員課

1 規則の概要

本規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）等の規定により、免許管理者（県教育委員会）が定めることとされる、免許状更新講習等に関し必要な事項を定めた規則である。

2 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から義務教育学校の制度が創設される。それに伴い、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第〇〇号）が公布され、義務教育学校が施行される。また、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第28号）及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第29号）が平成26年9月26日に公布され、平成28年4月1日から免許状更新講習の見直しに係る改正が施行されることとなった。

これらに伴い、教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習等に関する規則（平成21年3月13日教育委員会規則第1号）中、学校の種類の規定を改正するとともに、様式の一部について免許状更新講習の内容に関する事項を改正する。

3 改正内容

- (1) 学校法人等を規定する学校の種類に義務教育学校を加える。（第6条及び第10条）
- (2) 申請書の様式について、免許状更新講習の内容を必修領域、選択領域に改めるとともに、選択必修領域を加える。（別記第一号様式（その1）、第三号様式及び第四号様式）
- (3) その他様式の整備を行う。

4 施行期日

平成28年4月1日